

|   |                           |
|---|---------------------------|
| 請願第10号  | 平成26年9月2日受理               |
| 付託委員会   | 総務常任委員会                   |
| 件名  | 来年10月からの消費税10%への増税中止を求める件 |
| 紹介議員  | 堀口明子議員 皆川知子議員             |
| 請願要旨  |                           |
| <p>政府は4月1日、消費税率を8%へ引き上げました。長引く不況に加え、多くの市民は、物価上昇、収入減、社会保障削減の三重苦を強いられています。地域経済を支える中小企業の倒産・廃業も後を絶ちません。税収はふえるどころか落ち込みが必至です。</p> <p>当該地域でも、経済の疲弊・商店街の衰退は甚だしく、失業率は改善されず、中小企業の倒産廃業に歯どめがかかっていません。このような状況にのしかかる消費税増税と社会保障の負担増により、地域経済は破壊されようとしています。</p> <p>自治体財政にも深刻な影響を及ぼします。財政試算では、地方消費税交付金や手数料などの増収を見込んでも、建設事業費の負担増や市民病院の診療報酬アップ分の反映ができないなど、多額の赤字が予想され、その分は全て市民の負担となります。</p> <p>政府は「消費税は社会保障財源に充てる」と宣伝しています。しかし年金制度改悪・医療費負担増など、社会保障負担がふえ制度が改悪される一方です。そもそも消費税は、低所得者ほど負担が重い、不公平な税金で、社会保障財源としてはふさわしくありません。財政再建のためというなら、税金の使い方を国民の暮らし・福祉優先に切りかえ、法人税率の見直しや大企業・大資産家に応分の負担を求める必要があります。</p> <p>政府は年内にも10%への増税を決めようとしています。市民の切実な実態と声を受けとめ、国に対して再増税の中止を要請してください。以上の趣旨から、地方自治法第124条の規定により、下記の事項についてお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 来年10月からの消費税10%への増税を中止するよう国に意見書を提出していただくこと。</p> |                           |